

## 石垣市煙霧機貸出規程

### (目的)

第1条 この規程は、衛生上の害を与える昆虫を殺虫することで、住民の快適な生活を確保するため、市が保有する煙霧機を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象者)

第2条 煙霧機の貸し出しを受けることができる者は、市内に住所を有する者で、衛生害虫を殺虫するために使用する団体及び個人（以下「使用者」という。）とする。

### (貸出条件)

第3条 使用者は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 煙霧機の取扱方法を理解し、特に事故防止のための安全確認を行うこと。
- (2) 煙霧機が故障又は損傷した場合は、直ちに中止し、届け出ること。
- (3) 煙霧機を転貸し、又は目的外に使用しないこと。
- (4) 煙霧機を故意に損傷した場合は、損害を賠償すること。

### (貸出申請)

第4条 煙霧機の貸し出しを受けようとする者は、使用する日の10日前までに煙霧機貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (貸出承認)

第5条 市長は、前条の申請内容が適当と認めた場合には、貸出承認書（様式第2号）を交付するものとする。

### (貸出期間)

第6条 煙霧機の貸出期間は、使用期間を原則1日とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### (貸出台数)

第7条 貸し出す煙霧機の台数は、個人については1台とし、団体については市が保有する台数の範囲内で決定する。

### (薬剤、燃料の負担)

第8条 煙霧機の本体の貸し出しについては無償とするが、使用に伴う薬剤については、煙霧機1台につき2リットルまで補助する。ただし、噴霧する範囲に応じて市長が必要と認める場合は、その限りでない。

2 燃料については、使用者の負担とする。

### (貸出の取消)

第9条 市長は、使用者が第3条に規定する貸出条件に違反したときは、貸し出しを取り消し、使用者から貸し出しに要した費用全部、又は一部を賠償させることができる。

### (返却)

第10条 貸し出した煙霧機の返却は、市職員の確認後に、貸出承認書の返却受取者名欄に返却受領の記名捺印をもって返却とする。

### (補償)

第11条 煙霧機の貸出期間中の使用による事故等は、貸出申請責任者の責任において対応

するものとする。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、煙霧機の貸し出しに必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

## 煙霧機貸出申請書

石垣市長 様

申請者 氏 名（団体名）

住 所

連絡先

蚊等の衛生害虫の駆除をしたいので、下記のとおり、石垣市煙霧機貸出規程に基づき申請いたします。

### 記

取扱責任者氏名	
連 絡 先	
借 用 期 間	煙霧機 台 借用期間 日間 年 月 日（午前・午後 時） ～ 年 月 日（午前・午後 時）
煙霧範囲（区域）	
返 却 日	年 月 日 時

	課 長	補 佐	係 長	係 員
供 覧				

## 貸 出 承 認 書

申請人 氏名（団体名）  
住所

石垣市長

下記のとおり貸し出しを承認します。注意事項を厳守のうえ煙霧機の取扱を行なってください。

### 記

取扱責任者氏名	
借 用 期 間	煙霧機 台 薬剤 0 借用期間 日間 年 月 日（午前・午後 時） ～ 年 月 日（午前・午後 時）
返 却 日	年 月 日 時 返却受取者名 印

### ※取扱い上の注意事項

- (1) 借用団体はあらかじめ申請時の取扱責任者のもと、注意を払って使用し、返却日を厳守の上返却してください。返却の際には市職員の記名捺印を受けること。
- (2) 借用物品は他人に転貸又は借用の目的以外に使用してはならない。
- (3) 借用物品の借用中における破損等については、使用者の負担とする。

上記のとおり、煙霧機の貸し出しを承認してよろしいですか。

決 裁	課 長	補 佐	係 長	係 員

## 貸 出 承 認 書

申請人 氏名（団体名）  
住所

石垣市長

下記のとおり貸し出しを承認します。注意事項を厳守のうえ煙霧機の取扱を行なってください。

### 記

取扱責任者氏名	
借 用 期 間	煙霧機 台 薬剤 0 借用期間 日間 年 月 日（午前・午後 時） ～ 年 月 日（午前・午後 時）
返 却 日	年 月 日 時 返却受取者名 印

### ※取扱い上の注意事項

- (1) 借用団体はあらかじめ申請時の取扱責任者のもと、注意を払って使用し、返却日を厳守の上返却してください。返却の際には市職員の記名捺印を受けること。
- (2) 借用物品は他人に転貸又は借用の目的以外に使用してはならない。
- (3) 借用物品の借用中における破損等については、使用者の負担とする。